

1 「規制改革集中受付月間」関係

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
①「規制改革集中受付月間」の定着化	内閣府	a 国において、今後とも規制改革要望が各般の国民各層からより広く抽出され、一層実り多い成果を得ることができるよう、平成19年度以降も「規制改革・民間開放集中受付月間」活動を継承し、定着化を図る。	逐次実施			○ (内閣府) 規制改革推進本部は、平成20年度においても引き続き「規制改革集中受付月間」活動を年2回実施し、その結果、16項目について「規制改革集中受付月間」において提出された全国規模の規制改革要望への対応方針」として決定し、公表している。
		b 常に検証・評価(自己評価は勿論、外部評価も含む。)を行うことで、適宜、その運用・手法等のより一層の充実を図る。				○ (内閣府) 上記の通り規制改革推進本部において決定した事項について、規制改革推進3か年計画に掲載し、フォローアップを行っている。 また、規制改革集中受付月間の状況等については、逐次規制改革会議に報告し調査・審議を行っている。